

令和 4 年度 都市計画税に関する概要調書報告書

地方公共団体コード				表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5
						8	1

令和4年度 都市計画税に関する調  
第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	行番号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) その他(千㎡) C	(5) 計(A+B+C)(千㎡)
課税区域の面積	<sup>9</sup> 0 1 0	<sup>12</sup> /	<sup>23</sup> <sup>ア</sup> 39,788	<sup>33</sup> <sup>イ</sup>	<sup>43</sup> <sup>ウ</sup>	<sup>53</sup> <sup>エ</sup> 39,788
都市計画区域の面積	0 2 0	<sup>甲</sup> 85,620	<sup>オ</sup> 55,510	<sup>カ</sup> 30,110	<sup>キ</sup> 0	<sup>ク</sup> 85,620

区分	行番号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課税区域の面積	<sup>9</sup> 0 1 1	<sup>12</sup> /	<sup>13</sup> /	<sup>14</sup> /	<sup>15</sup> / <sup>16</sup>
都市計画区域の面積	0 2 1	<sup>ケ</sup> 1	<sup>コ</sup> 1	<sup>サ</sup> 1	<sup>チ</sup> 1

指定有……「1」 指定無……「2」  
 設定有……「1」 設定無……「2」  
 課税有……「1」 課税無……「2」  
 認可有……「1」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	2

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

千葉県

市町村名

船橋市

区 分		行 番 号	(1) 総 数 ( 人 )	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	<sup>9</sup> 0 1 0	<sup>12</sup> 118,001	<sup>22</sup> 1,784	<sup>32</sup> 116,217 <sup>41</sup>
	法 人	0 2 0	3,987	192	3,795
	計	0 3 0	121,988	1,976	120,012
家 屋	個 人	0 4 0	177,578	1,833	175,745
	法 人	0 5 0	4,753	71	4,682
	計	0 6 0	182,331	1,904	180,427
実 数	個 人	0 7 0	198,442	3,143	195,299
	法 人	0 8 0	5,637	249	5,388
	計	0 9 0	204,079	3,392	200,687

地方公共団体コード				表番号					
1	2	2	0	4	1	7	5	3	8

第53表 地積及び床面積等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地	宅 地	9 0 1 0	12 33,923	24	34 45 33,923
		そ の 他	0 2 0	3,636		3,636
	小 計		0 3 0	37,559	0	0 37,559
	農 地		0 4 0	2,086		2,086
	計		0 5 0	39,645	0	0 39,645
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋		0 6 0	11,151,098		11,151,098
	木 造 以 外 の 家 屋		0 7 0	18,049,550		18,049,550
	計		0 8 0	29,200,648	0	0 29,200,648
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地	宅 地	0 9 0	200,242		200,242
		そ の 他	1 0 0	12,135		12,135
	小 計		1 1 0	212,377	0	0 212,377
	農 地		1 2 0	2,733		2,733
	計		1 3 0	215,110	0	0 215,110
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋		1 4 0	104,953		104,953
	木 造 以 外 の 家 屋		1 5 0	28,422		28,422
	計		1 6 0	133,375	0	0 133,375

地方公共団体コード					表番号				
1	1	2	2	0	4	1	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

千葉県

市町村名

船橋市

区 分			行 番 号	(1) (2) (3) (4) 決 定 価 格			
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	9 0 1 0	12 1,883,289,930	24	34	45 モ 57 1,883,289,930
		一 般 住 宅 用 地	0 2 0	197,703,786			ヤ 197,703,786
		個 人 住 宅 用 地	0 3 0	151,383,036			ユ 151,383,036
		法 人 住 宅 用 地	0 4 0	9,018,884			ヨ 9,018,884
	非 宅 用 地	個 人 非 宅 用 地	0 5 0	214,969,531			ラ 214,969,531
		法 人 非 宅 用 地	0 6 0	524,448,540			リ 524,448,540
	小 計		0 7 0	2,980,813,707	0	0	ル 2,980,813,707
	農 地		0 8 0	26,786,303			ロ 26,786,303
	そ の 他		0 9 0	250,298,634			250,298,634
	計		1 0 0	3,257,898,644	0	0	3,257,898,644
家 屋	木 造 家 屋		1 1 0	324,722,270			324,722,270
	木 造 以 外 の 家 屋		1 2 0	968,095,890			968,095,890
	計		1 3 0	1,292,818,160	0	0	1,292,818,160
合 計			1 4 0	4,550,716,804	0	0	4,550,716,804

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分				行 番 号			(5) (6) (7) (8) (9) (10)										
							課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B (千円)					
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A										
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9	0	1	1	12	616,434,958	25		35	47	616,434,958 <sup>60</sup>	61	69	79
			個 人 法 人	0	2	1		64,467,143				64,467,143 <sup>あ</sup>					
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0	3	1		99,560,435				99,560,435 <sup>い</sup>					
			個 人 法 人	0	4	1		5,805,487				5,805,487 <sup>う</sup>					
	非 住 宅 用 地	個 人 法 人 非 住 宅 用 地	個 人 法 人 非 住 宅 用 地	0	5	1		128,698,728						128,698,728 <sup>え</sup>			
			個 人 法 人 非 住 宅 用 地	0	6	1		295,526,476				295,526,476 <sup>お</sup>					
	小 計				0	7	1		1,210,493,227	0		0		1,210,493,227 <sup>か</sup>			
	農 地				0	8	1		17,671,244 <sup>き</sup>					17,671,244 <sup>く</sup>			
	そ の 他				0	9	1		149,602,383					149,602,383			
	計				1	0	1		1,377,766,854	0		0		1,377,766,854			
家 屋	木 造 家 屋			1	1	1		324,710,503					324,710,503				
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	1		967,861,067					967,861,067				
	計			1	3	1		1,292,571,570	0		0		1,292,571,570				
合 計				1	4	1		2,670,338,424 <sup>け</sup>	0 <sup>こ</sup>		0 <sup>b</sup>		2,670,338,424	0.300 %		8,011,015	

地方公共団体コード				表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5
						6	8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区分		行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千㎡)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)		
特定市街化区域	平成	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12 355	24 262	39 11,839,554	54 7,893,036	69 582	
	市	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	185	111	7,753,862	5,169,241	261	
	成	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	121	61	5,939,874	3,880,448	180	
	街三	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	18	6	595,255	368,697	28	
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	2	1	22,680	10,953	5	
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
	区度	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
		負担水準0.05未満	2 1 0						
		計	2 2 0	681	441	26,151,225	17,322,375	1,056	
		市街化区域	令和	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0	7	4	173,302	72,154
	市		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	1	0	13,829	1,844	1
	和		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	2	4	321,790	148,714	4
	街元		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
			負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
負担水準0.75以上0.8未満			2 8 0						
負担水準0.7以上0.75未満			2 9 0						
負担水準0.65以上0.7未満			3 0 0						
負担水準0.6以上0.65未満			3 1 0						
負担水準0.55以上0.6未満			3 2 0						
負担水準0.5以上0.55未満			3 3 0						
負担水準0.45以上0.5未満			3 4 0						
負担水準0.4以上0.45未満			3 5 0						
区度	負担水準0.35以上0.4未満		3 6 0						
	負担水準0.3以上0.35未満		3 7 0						
	負担水準0.25以上0.3未満		3 8 0						
	負担水準0.2以上0.25未満		3 9 0						
	負担水準0.15以上0.2未満		4 0 0						
	負担水準0.1以上0.15未満		4 1 0						
	負担水準0.05以上0.1未満		4 2 0						
	負担水準0.05未満	4 3 0							
	計	4 4 0	10	8	508,921	222,712	15		

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 4 1	7 5 6 8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）  
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 362	24 266	39 12,012,856	54 7,965,190	69 80 592
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	186	111	7,767,691	5,171,085	262
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	123	65	6,261,664	4,029,162	184
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	18	6	595,255	368,697	28
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	2	1	22,680	10,953	5
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	691	449	26,660,146	17,545,087	1,071
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0	430	1,637	126,157	126,157	1,662



地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)			
									(千円)	(千円)	(A)	(B)
課 税 標 準 条 例 項 目 規 定 額 率	第9項 (日本放送協会)	評価額	9 0 1 0	12 61,741	22	32	42 61,741	52	62	64	65	
		課税標準額	0 2 0	43,219			43,219	1,422				
	第10項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3 0 3 0									
		課税標準額	0 4 0									
		評価額	2/3 0 5 0									
		課税標準額	0 6 0									
	第11項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2 0 7 0					0				
		課税標準額	0 8 0					0				
	第21項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3 0 9 0					0				
		課税標準額	1 0 0					0				
		評価額	1/6 1 1 0					0				
		課税標準額	1 2 0					0				
	第22項 (新関西国際空港株)	評価額	1/2 1 3 0					0				
		課税標準額	1 4 0					0				
	第23項 (信用協同組合等)	評価額	3/5 1 5 0									
		課税標準額	1 6 0						173,494			
	第25項 (中部国際空港株)	評価額	1/2 1 7 0					0				
		課税標準額	1 8 0					0				
	第27項 (家庭的保育事業)	評価額	- 1 9 0									
		課税標準額	2 0 0							1	3	
第28項 (居宅訪問型保育事業)	評価額	- 2 1 0										
	課税標準額	2 2 0							1	3		
第29項 (事業所内保育事業)	評価額	- 2 3 0										
	課税標準額	2 4 0							1	3		
第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2 2 5 0					0					
	課税標準額	2 6 0					0					
第32項 (量子科学技術研究開発機構)	評価額	1/3 2 7 0										
	課税標準額	2 8 0										
	評価額	2/3 2 9 0										
	課税標準額	3 0 0										
第33項 (世界遺産)	評価額	1/3 3 1 0					0					
	課税標準額	3 2 0					0					

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他				(わがまち特例)			
				(千円)	(千円)				(A)	(B)		
よに法 りよ第 減課7 額税0 標準2 との条 なるの3 例の特 額規額 に定	法第702条の3	2/3	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
			3	3	0							
		1/3	3	4	0							
			3	5	0	33,383		33,383				
額市屋家に4法 計等屋よの第 画にり27 対代減へ0 税すわし災条 のるし災条 減都家た等の	減額分に相当する課税標準額	1/2	3	7	0							
		特規法 例定附 にに則 よよ第 りよ1 減課6 額税条 と標の なるの2	2/3	3	8	0						
				3	9	0						
			1/3	4	0	0						
4	1			0								
計等年の法 画に被熊2附 税対災本へ則 のす代地平第 減る替震成1 額都家に26 市屋係8条	減額分に相当する課税標準額	1/2	4	2	0							
		特規法 例定附 にに則 よよ第 りよ1 減課6 額税条 と標の なるの3	2/3	4	3	0						
				4	4	0						
			1/3	4	5	0						
4	6			0								

地方公共団体コード					表番号		
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		(わがまち特例)	
									(千円)	(千円)	(A)	(B)
に法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	9	12	22	32	42	52	62	64	69	
		課税標準額	4	7	0							
	第10項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	4	9	0			0			
		課税標準額	1/2	5	0	0			0			
	第14項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	5	1	0						
		課税標準額	1/2	5	2	0						
	第15項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	5	3	0					-	-
		課税標準額	-	5	4	0					-	-
	(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	5	5	0					-	-
		課税標準額	-	5	6	0					-	-
	第16項 (都市鉄道施設)	評価額	2/3	5	7	0						
		課税標準額	2/3	5	8	0						
	第17項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	5	9	0			0			
		課税標準額	1/2	6	0	0			0			
	第18項 (鉄道再構築事業)	評価額	3/5	6	1	0			0			
		課税標準額	3/5	6	2	0			0			
	第20項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/4	6	3	0						
		課税標準額	1/4	6	4	0						
	第21項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	6	5	0			0			
		課税標準額	1/2	6	6	0			0			
第25項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	1/2	6	7	0							
	課税標準額	1/2	6	8	0							
第28項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	6	9	0							
	課税標準額	2/3	7	0	0							
第25項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	7	1	0							
	課税標準額	2/3	7	2	0							
第28項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	7	3	0							
	課税標準額	2/3	7	4	0							

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)	
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		(わがまち特例)	
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	(A)	(B)
の法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準額	法 第32項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	1/2	9 7 5 0	12	22	32	42	52	62	64	65
		課税標準額		7 6 0				0				
	法 第32項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間15年以上)	1/2	7 7 0				0				
		課税標準額		7 8 0				0				
	法 第33項	(特定事業所内保育施設)	評価額	-	7 9 0	69,314		69,314				
			課税標準額		8 0 0	38,232		38,232	71,675	1	3	
	法 第34項	(市民緑地)	評価額	-	8 1 0			0				
			課税標準額		8 2 0			0		2	3	
	法 第35項	(帰還・移住等環境整備推進法人)	評価額	1/3	8 3 0			0				
			課税標準額		8 4 0			0				
	法 第36項	(地域福利増進事業)	評価額	2/3	8 5 0			0				
			課税標準額		8 6 0			0				
	法 第39項	(浸水被害軽減地区)	評価額	3/4	8 7 0			0				
			課税標準額		8 8 0			0				
	法 第40項	(滞在快適性等向上施設)	評価額	-	8 9 0			0				
			課税標準額		9 0 0			0				
法 第44項	(貯留機能保全区域)	評価額	1/2	9 1 0			0					
		課税標準額		9 2 0			0					
法 第44項	(貯留機能保全区域)	評価額	-	9 3 0			0					
		課税標準額		9 4 0			0					

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	
法附則第15条の3の規定による課税標準の特例又は法附則第15条の2の特例に附	第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	9 0 1 0	12	22	32	42 0	52	62	64	65
		課税標準額	0 2 0				0				
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	0 3 0				0				
		課税標準額	0 4 0				0				
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	0 5 0				0				
		課税標準額	0 6 0				0				
減額	産設術修11法 税固に公実15附 等定対演演へ条則 の資す施芸改の第	1/3 減額	0 7 0								
第の改 正和法 4の 1年規 7改定 正に 法よ 附る 条則も	第3項 旧法附則第15条第37項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	0 8 0				0				
		課税標準額	0 9 0				0				
	第3項 旧法附則第15条第37項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額	1 0 0				0				
		課税標準額	1 1 0				0				
附和に改 則3よ正 第年る法 1改も 7正の規 条法令定	第2項 旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	1 2 0								
		課税標準額	1 3 0								
第の改 正和法 2の 1年規 8改定 正に 法よ 附る 条則も	第2項 旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)	評価額	1 4 0								
		課税標準額	1 5 0								
	第5項 旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	1 6 0								
		課税標準額	1 7 0								

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)	
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)			
				(千円)	(千円)				(A)	(B)		
改正法の附則第2条第16項による改正法の規定によるもの	第2項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額	9 1 8 0	12	22	32	42	52	62	64	68	
		課税標準額	1 9 0									
	第3項 旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	2 0 0					0				
		課税標準額	2 1 0					0				
	改正法の規定によるもの	第4項 旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	2 2 0								
			課税標準額	2 3 0								
第5項 旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)		評価額	2 4 0									
		課税標準額	2 5 0									
第6項 旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		評価額	2 6 0									
		課税標準額	2 7 0									
第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施設)		評価額	2 8 0									
		課税標準額	2 9 0									
改正法の規定によるもの	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	3 0 0									
		課税標準額	3 1 0									
	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	3 2 0									
		課税標準額	3 3 0									

地方公共団体コード				表番号	
1	2	2	0	4	7
1	2	2	0	4	5
					8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)			
改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 6 2 0 条 年	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
			課税標準額	3	4	0							
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	3	6	0							
			課税標準額	3	7	0							
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	3	8	0								
		課税標準額	3	9	0								
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	4	0	0								
		課税標準額	4	1	0								
改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 1 0 条 年	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	4	2	0							
			課税標準額	4	3	0							
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	4	4	0							
			課税標準額	4	5	0							
改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 1 5 条 年	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	4	6	0							
			課税標準額	4	7	0							
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	4	8	0							
			課税標準額	4	9	0							
	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	5	0	0								
		課税標準額	5	1	0								
	旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	5	2	0								
		課税標準額	5	3	0								
改 正 法 規 定 に よ る も の 第 1 成 2 1 3 条 年	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貨埠頭)	評価額	5	4	0			0					
		課税標準額	5	5	0			0					

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)				
				(千円)	(千円)				(A)	(B)			
平改 正 7 法 年 の 改 正 規 定 法 附 則 よ 第 1 2 も 条 の	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
			課税標準額	1/3	5	6	0						
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/6	5	8	0						
			課税標準額	1/6	5	9	0						
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	1/6	6	0	0						
			課税標準額	1/6	6	1	0						
	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/6	6	2	0							
		課税標準額	1/6	6	3	0							
	旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/6	6	4	0							
		課税標準額	1/6	6	5	0							
	合 計		評価額	6	8	0	164,438	0	0	164,438			
			課税標準額	6	9	0	114,619	0	0	114,619	246,591		
第条第法 7の2附 項59則	市街化区域農地としての評価額		7	0	0			0					
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	1	0			0					
第条第法 8の2附 項59則	市街化区域農地としての評価額		7	2	0			0					
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	3	0			0					
第条第法 項1の2附 659則	市街化区域農地としての評価額		7	4	0			0					
	減額分に相当する課税標準額		7	5	0			0					
第条第法 項1の2附 759則	市街化区域農地としての評価額		7	6	0			0					
	減額分に相当する課税標準額		7	7	0			0					



地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B) (わがまち特例)
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)	
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	
	る及と税条法 特びな免第附 例家つ除4則 措屋た区項第 置に土域へ5 係地外課5	1/2 減額	9 7 8 0	12	22	32	42 0	52	62	64	65
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第 措に地と免6第	1/2 減額	7 9 0				0				
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第 措に地と免8第	1/2 減額	8 0 0				0				
	特用る大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条則 置係住に日第 る宅よ本1第		8 1 0	69,951			69,951				
	例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項条則 る宅被震へ 特用災災東第第		8 2 0				0				
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条則 例屋被震へ 措に災災東第第	1/2 減額	8 3 0					21,168			
		1/3 減額	8 4 0					12,483			

地方公共団体コード						表番号	
1	2	2	0	4	1	7	8
1	2	2	0	4	1	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)
				宅 地	そ の 他	農 地	土 地 計	家 屋	の 特 例 率 (B)		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
措宅に域一法 置用係内居第附 地の住住則 の代宅困1第 特替用難35 例住地区項6	減額分に相当する課税標準額	/	9	12	22	32	42	52	62	64	65
			8	5	0			0			
の困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第 置替内一5 家家居6 屋屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/2	8	6	0			5,357			
		1/3	8	7	0			0			

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅	小 規 模 住 宅 用 地 ( 個 人 )	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12 55,093	24 9,281	39 543,548,744	54 181,182,914	69 72,192		
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	28,566	5,958	532,247,521	177,415,840	38,649		
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	21,164	4,553	557,722,545	181,559,600	30,250		
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	7,963	1,558	206,782,623	64,239,442	10,820		
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	827	167	27,971,783	8,142,732	1,158		
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	239	39	6,946,440	1,913,046	281		
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	43	7	2,887,054	751,836	60		
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	26	10	4,459,676	1,078,944	45		
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	24	4	365,258	81,517	26		
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	9	1	187,213	39,332	10		
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	6	1	57,075	10,888	6		
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	2	0	35,578	6,443	2		
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	2	0	60,833	9,905	2		
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	6	0	17,587	2,519	6		
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0							
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0							
		負担水準0.05未満	2 1 0							
		計	2 2 0	113,970	21,579	1,883,289,930	616,434,958	153,507		
		地	小 規 模 住 宅 用 地 ( 法 人 )	負担水準1.0以上	2 3 0	859	572	31,822,395	10,607,465	1,628
				負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	666	886	73,771,781	24,590,593	1,331
				負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	684	500	55,051,867	17,918,485	1,511
				負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	303	210	30,010,184	9,356,655	673
負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0			94	22	4,676,414	1,363,874	179		
負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0			20	8	1,464,876	405,241	36		
負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0			7	2	530,664	136,780	16		
負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0			2	0	318,518	75,458	3		
負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0			2	0	43,850	9,867	5		
負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0			1	0	13,237	2,725	3		
負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0									
負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0									
負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0									
負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0									
負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0									
負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0									
負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0									
負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0									
負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0									
負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0									
負担水準0.05未満	4 3 0									
計	4 4 0			2,638	2,200	197,703,786	64,467,143	5,385		

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	5	8

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅	一般 住 宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12 7,409	24 721	39 44,469,878	54 29,646,585	69 11,556 <sup>80</sup>		
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	4,523	535	52,721,919	35,147,946	6,879		
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	2,674	314	39,411,747	25,692,007	4,405		
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	848	90	12,582,339	7,829,565	1,349		
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	92	8	1,606,385	936,944	137		
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	13	1	187,690	103,889	15		
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	4	1	365,179	187,446	7		
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	3	0	14,175	6,870	8		
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	0	10,579	4,830	1		
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	1	0	653	280	1		
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0							
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	1	0	170	62	1		
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	1	0	12,306	4,007	1		
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	1	0	16	4	1		
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0							
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0							
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0							
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0							
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0							
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0							
		負担水準0.05未満	6 5 0							
		計	6 6 0	15,571	1,670	に 151,383,036	ぬ 99,560,435	24,361		
		地	一般 住 宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0	91	19	1,188,860	792,573	180
				負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	78	15	1,420,796	947,197	152
				負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	66	16	1,989,493	1,287,879	137
				負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	29	33	4,296,833	2,708,973	73
				負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	4	0	65,963	38,959	7
負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0			2	0	41,810	22,878	6		
負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0			1	0	846	429	1		
負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0									
負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0			1	0	14,283	6,599	4		
負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0									
負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0									
負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0									
負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0									
負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0									
負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0									
負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0									
負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0									
負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0									
負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0									
負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0									
負担水準0.05未満	8 7 0									
計	8 8 0	272	83	ね 9,018,884	の 5,805,487	560				

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12 1,051	24 188	39 10,011,567	54 7,008,097	69 1,441 <sup>80</sup>
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	2,178	565	39,070,543	26,629,751	3,212
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	1,374	518	52,052,864	32,526,503	2,102
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	1,166	361	48,344,043	28,577,465	1,869
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	677	220	37,157,351	20,634,112	1,177
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	173	42	14,394,644	7,168,942	240
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	43	16	12,123,932	5,412,846	66
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	9	1	1,688,731	700,127	12
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0	1	1	125,856	40,885	2
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
		計		1 6 0	6,672	1,912	は 214,969,531	ひ 128,698,728
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0	186	93	4,877,720	3,414,404	521
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	576	1,201	63,369,640	42,805,605	1,845
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	508	729	61,390,714	38,075,877	1,360
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	425	500	51,566,721	30,717,741	1,065
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	373	2,892	227,210,671	124,931,326	954
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	183	729	67,270,471	34,022,758	402
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0	60	314	44,979,053	20,127,818	147
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	4	9	2,470,438	1,002,025	9
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	2	9	1,031,552	337,455	2
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0	1	3	281,560	91,467	3
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
		計		3 2 0	2,318	6,479	は 524,448,540	は 295,526,476
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 3 0						

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅 地 ( 負 担 水 準  0 ・ 6 )	商 業 地 等 ( 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 )	負担水準0.70	9 3 4 0 <sup>12</sup> 251	24 42 <sup>39</sup>	2,429,508	54 1,700,656	69 296 <sup>80</sup>			
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0 0	248	14,995,886	10,473,249	1,444			
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0 0	304	62	4,370,563	2,995,702	410		
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0 0	274	59	4,344,849	2,933,402	378		
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0 0	254	69	5,919,437	3,935,775	364		
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0 0	221	85	7,010,300	4,590,967	320		
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0 0	290	121	10,408,233	6,718,251	440		
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0 0	280	103	10,436,457	6,623,213	400		
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0 0	330	102	11,436,257	7,147,830	456		
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0 0	275	78	8,514,109	5,240,437	391		
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0 0	280	113	11,182,349	6,751,496	408		
		負担水準0.60	4 5 0 0	7	1	75,459	45,276	7		
		計	4 6 0 0	3,808	1,083	91,123,407	59,156,254	5,314		
		0 ・ 7 )	商 業 地 等 ( 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 )	負担水準0.70	4 7 0 0	27	1,713,169	1,199,219	114	
				負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0 0	262	501	18,984,130	13,171,109	729
				負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0 0	107	182	9,874,646	6,735,945	285
				負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0 0	88	71	4,571,002	3,090,281	166
				負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0 0	101	180	12,391,023	8,231,907	242
				負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0 0	117	240	15,835,670	10,377,144	309
負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0 0			131	127	10,296,558	6,643,382	307		
負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0 0			129	84	7,936,180	5,035,895	262		
負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0 0			128	93	10,226,715	6,392,381	268		
負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0 0			116	131	11,299,902	6,953,291	223		
負担水準0.60超0.61未満	5 7 0 0			122	294	21,608,578	13,037,259	298		
負担水準0.60	5 8 0 0	2	0	22,781	13,669	2				
計	5 9 0 0	1,378	1,930	124,760,354	80,881,482	3,205				

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0 0	12 63,452	24 10,593	39 621,029,877	54 222,229,537	69 85,556 <sup>80</sup>
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	1,237	281	14,889,287	10,422,501	1,962
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	6 2 0	4,636	3,013	215,883,761	140,037,736	8,519
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	72,116	20,036	2,129,010,782	837,803,453	104,205
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	141,441	ま 33,923	み 2,980,813,707	む 1,210,493,227	め 200,242
そ の 他  ( 個 人 )	負担水準0.7超	6 6 0	505	146	7,504,485	5,253,139	817
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0	1,434	489	28,238,694	19,415,871	2,274
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0	890	409	36,170,600	22,483,952	1,403
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0	767	341	39,450,302	23,372,739	1,316
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0	359	160	20,885,364	11,640,532	611
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0	42	8	1,924,824	994,735	62
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0	8	3	511,787	235,485	10
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0	2	0	2,430	1,003	2
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
	計	8 1 0	4,007	1,556	134,688,486	83,397,456	6,495

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	1

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
そ の 他	宅 地 比 準 土 地 ( 法 人 )	負担水準0.7超	90 1 0	12 94	24 41	39 1,451,386	54 1,015,971	69 225	
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	245	369	14,621,909	9,949,466	1,127	
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	151	388	25,198,080	15,501,811	1,061	
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	131	401	21,675,396	12,920,631	1,276	
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	92	401	25,053,253	13,719,324	657	
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	26	144	21,689,379	10,667,724	401	
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	14	49	3,286,960	1,473,090	150	
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	3	21	764,943	321,723	67	
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	5	16	1,856,093	622,437	141	
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0						
		負担水準0.05未満	1 5 0						
		計		1 6 0	761	1,830	115,597,399	66,192,177	5,105
		他 の 宅 地 外 比 準 土 地 地	宅 地 外 比 準 土 地 地	負担水準1.0以上	1 7 0	292	250	12,750	12,750
負担水準0.95以上1.0未満	1 8 0								
負担水準0.9以上0.95未満	1 9 0								
負担水準0.85以上0.9未満	2 0 0								
負担水準0.8以上0.85未満	2 1 0								
負担水準0.75以上0.8未満	2 2 0								
負担水準0.7以上0.75未満	2 3 0								
負担水準0.65以上0.7未満	2 4 0								
負担水準0.6以上0.65未満	2 5 0								
負担水準0.55以上0.6未満	2 6 0								
負担水準0.5以上0.55未満	2 7 0								
負担水準0.45以上0.5未満	2 8 0								
負担水準0.4以上0.45未満	2 9 0								
負担水準0.35以上0.4未満	3 0 0								
負担水準0.3以上0.35未満	3 1 0								
負担水準0.25以上0.3未満	3 2 0								
負担水準0.2以上0.25未満	3 3 0								
負担水準0.15以上0.2未満	3 4 0								
負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0								
負担水準0.05以上0.1未満	3 6 0								
負担水準0.05未満	3 7 0								
計		3 8 0	292	250	12,750	12,750	535		
合 計	合 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3 9 0	63,744	10,843	621,042,627	222,242,287	86,091	
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4 0 0	1,836	468	23,845,158	16,691,611	3,004	
		住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	4 1 0	7,356	4,668	320,113,044	207,388,836	14,384	
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4 2 0	73,565	21,580	2,266,111,513	913,772,876	108,898	
		負担水準0.2未満	4 3 0	0	0	0	0	0	
計		4 4 0	146,501	37,559	3,231,112,342	1,360,095,610	212,377		



地方公共団体コード					表番号				
1	2	2	0	4	1	7	6	1	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
そ の 他 （ 個 人 ）	宅 地 比 準 土 地 （ 個 人 ）	負担水準0.70	9 4 5 0 <sup>12</sup>	281	24 109	39 5,506,834	54 3,854,784	69 381
		負担水準0.69以上0.70未満	4 6 0	750	217	11,435,200	7,986,942	1,058
		負担水準0.68以上0.69未満	4 7 0	171	45	2,942,025	2,016,282	235
		負担水準0.67以上0.68未満	4 8 0	177	47	3,238,113	2,187,274	253
		負担水準0.66以上0.67未満	4 9 0	133	31	2,222,334	1,478,696	188
		負担水準0.65以上0.66未満	5 0 0	108	40	2,894,188	1,891,893	159
		負担水準0.64以上0.65未満	5 1 0	171	61	4,945,250	3,189,541	236
		負担水準0.63以上0.64未満	5 2 0	213	80	7,449,863	4,726,587	305
		負担水準0.62以上0.63未満	5 3 0	225	77	7,491,429	4,679,548	314
		負担水準0.61以上0.62未満	5 4 0	188	62	6,133,441	3,771,119	273
		負担水準0.60超0.61未満	5 5 0	175	129	10,149,807	6,116,671	274
		負担水準0.60	5 6 0	1	0	810	486	1
		計	5 7 0	2,593	898	64,409,294	41,899,823	3,677
		0 ・ 6 ） 0 ・ 7 ）	宅 地 比 準 土 地 （ 法 人 ）	負担水準0.70	5 8 0	53	17	700,868
負担水準0.69以上0.70未満	5 9 0			134	77	3,243,934	2,267,807	322
負担水準0.68以上0.69未満	6 0 0			39	86	3,388,205	2,318,166	214
負担水準0.67以上0.68未満	6 1 0			40	74	3,192,210	2,159,040	126
負担水準0.66以上0.67未満	6 2 0			35	75	2,766,632	1,843,680	252
負担水準0.65以上0.66未満	6 3 0			33	40	1,330,060	870,165	128
負担水準0.64以上0.65未満	6 4 0			45	42	2,661,666	1,712,627	172
負担水準0.63以上0.64未満	6 5 0			47	28	2,079,060	1,318,416	165
負担水準0.62以上0.63未満	6 6 0			40	54	4,001,539	2,499,632	132
負担水準0.61以上0.62未満	6 7 0			44	27	1,678,322	1,032,488	190
負担水準0.60超0.61未満	6 8 0			30	237	14,777,493	8,938,648	402
負担水準0.60	6 9 0							
計	7 0 0	540	757	39,819,989	25,451,277	2,188		

第61表450行から第61表500行は第60表670行の、第61表510行から第61表560行は第60表680行の、第61表580行から第61表630行は第61表020行の、第61表640行から第61表690行は第61表030行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード					表番号			
1	2	2	0	4	1	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	0 2 0						
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0				
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
負担水準0.05未満	2 1 0							
計		2 2 0	ゆ 0	よ 0	ら 0	り 0	る 0	
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	2 3 0						
	負担調整率1.025	2 4 0						
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上0.9未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0				
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				
	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
負担水準0.05未満	4 3 0							
計		4 4 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	2	2	0	4	1	7	6	2	8

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 千葉県  
市町村名 船橋市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの		9 4 5 0 0	12 430	24 1,637	39 126,157	54 126,157	69 1,662
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0 0					
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0 0						
	負担水準0.05未満	6 5 0 0						
計		6 6 0 0	430	1,637	126,157	126,157	1,662	
合 計	本則による課税がなされたもの		6 7 0 0	430	1,637	126,157	126,157	1,662
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0 0	0	0	0	0	0
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0 0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	8 7 0 0	0	0	0	0	0	
計		8 8 0 0	430	1,637	126,157	126,157	1,662	